

男女がともに活躍できる社会へ



内閣府
男女共同
参画局

令和6年度都道府県・政令指定都市犯罪被害者等施策主管課室長会議

D V 防止、性犯罪・性暴力被害者支援 について



女性に対する暴力根絶のため
のシンボルマーク



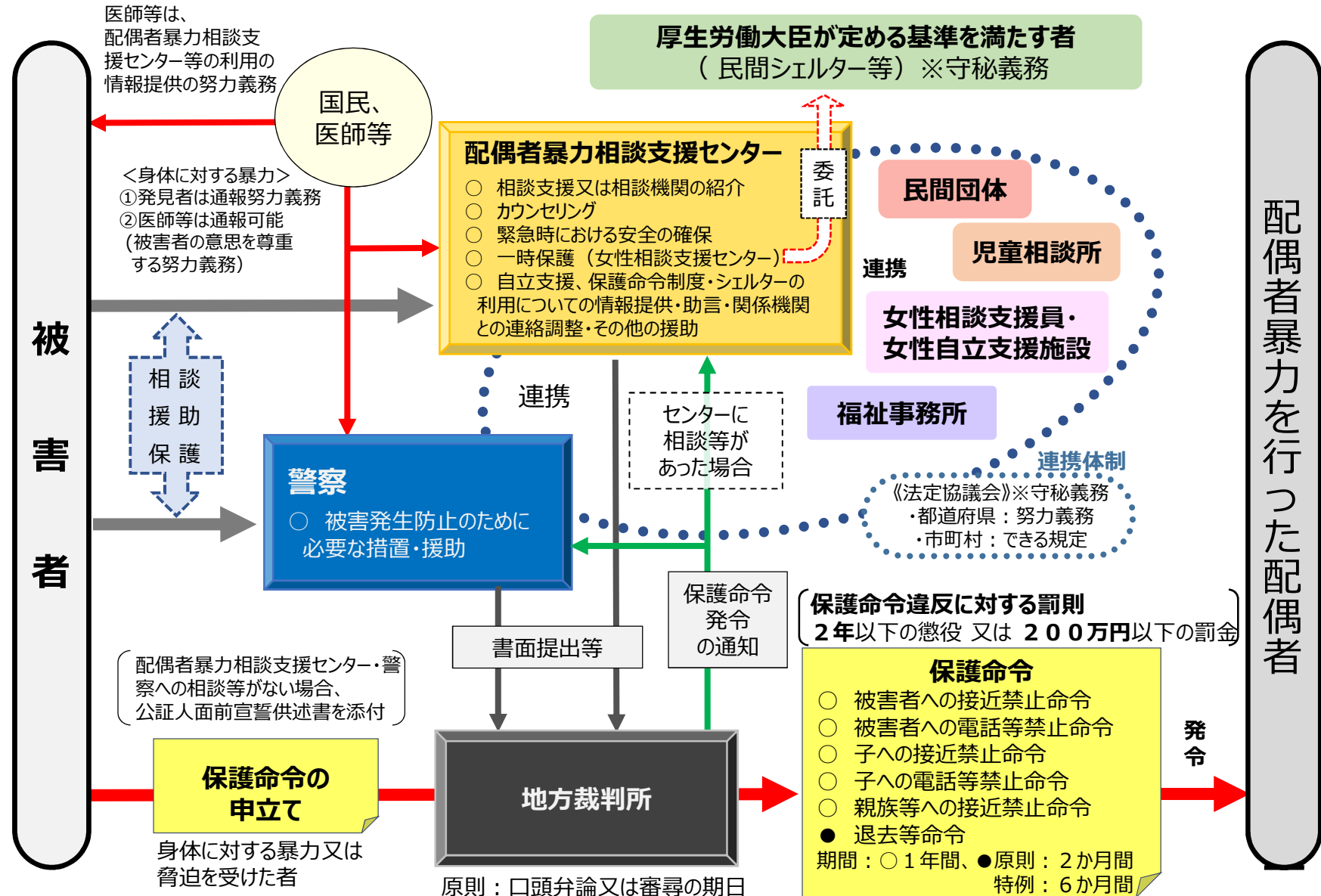
女性に対する暴力をなくす運動

令和6年7月23日(火)
内閣府男女共同参画局
男女間暴力対策課

D V 防止法・保護命令制度について

配偶者暴力防止法（DV防止法）の概要【フローチャート】

※令和6年4月1日施行時点

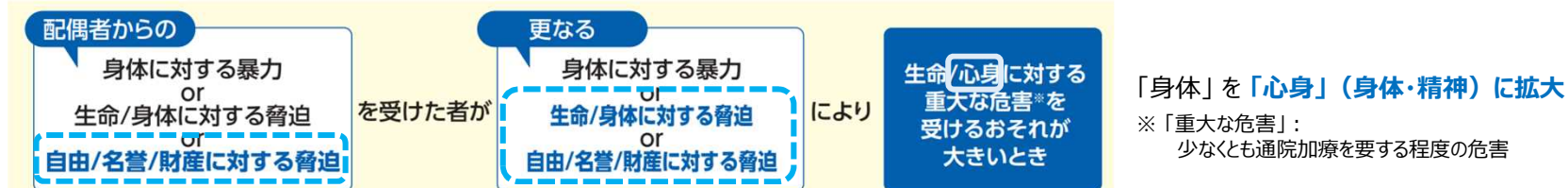


配偶者暴力防止法（DV防止法）の令和5年改正【ポイント】

令和6年4月1日施行

◆保護命令制度の拡充

- 接近禁止命令等**の申立てができる**被害者の範囲・要件の拡大**（枠線部分が拡大）/**期間の伸長（6か月→1年）**



- 電話等禁止命令の対象行為に、**文書の送付・SNS等の送信、GPSによる位置情報の無承諾取得**などを追加
- 子への電話等禁止命令を創設**（被害者と同居する未成年の子）
- 退去等命令の期間について、特例を新設**
住居の所有者・賃借人が被害者のみである場合には、申立てにより、原則2か月→**6か月**
- 保護命令違反の**厳罰化**
1年以下の懲役／100万円以下の罰金 → **2年以下の懲役／200万円以下の罰金**

◆切れ目ない支援を行うための多機関連携の強化

- 国が定める「基本方針」・都道府県基本計画について
 - ① 被害者の**自立支援**のための施策
 - ② 国、地方公共団体、民間団体の**連携・協力**を必要的記載事項に。
- 被害者保護のための情報交換・支援内容の協議を行う**協議会を法定化**【都道府県は努力義務、市町村は「できる規定」】
（設置根拠、協議会の従事者等の守秘義務等）
※ 配偶者暴力相談支援センター、**警察**、児童相談所、法テラス等の関係機関の参加を想定

配偶者暴力防止法に基づく 保護命令制度が新しくなります。

令和6年(2024年)4月1日～

重篤な精神的被害を
受けた場合にも
保護命令の対象が
拡大します。

改正のポイント

- 接近禁止命令等について、発令の対象を拡大
- 子への電話等禁止命令の創設
- 保護命令違反に関する罰則の加重
(2年以下の拘禁刑※/200万円以下の罰金)

※刑法等の一部を改正する法律(令和4年法律第67号)の施行の前日までは「懲役」となる

更に詳しく
知りたい方へ

配偶者暴力防止法令5年改正の詳細 ▶



DV被害者支援に関する情報 ▶



配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律(令和5年法律第30号)による改正内容を紹介します。

配偶者や交際相手からの暴力に悩んでいませんか？

ひとりで悩まず、相談してください。

配偶者暴力相談支援センター



☑ 匿名で相談できます。

☑ 秘密は守られます。

※ご利用には、一般の固定電話にかけたときと同じ通話料がかかります。

※ご相談は、各機関の相談受付時間内に限ります。

※一部のIP電話等からはつながりません。

はれれば
#8008 に電話をかけると、
お近くの都道府県の配偶者暴力相談支援センターに
つながります。

配偶者暴力相談支援センターでは、

- 様々な問題についての相談支援やカウンセリング
- 緊急時における安全の確保・一時保護
- 自立支援や保護命令制度の利用に関する
情報の提供や助言
- 関係機関との連絡調整その他の援助
を行っています。

(※支援内容は、各センターによって異なります。)

警察

警察では、

- 配偶者からの暴力の制止に当たるとともに、
応急の救護を要すると認められる被害者の保護
- 申出により、被害を自ら防止するための措置の
教示等
- 加害者に対する指導警告等
- 刑罰法令(暴行、傷害、脅迫、住居侵入など)に
抵触する場合は、被害者の意思を踏まえ、検挙に
向けた捜査等を行います。

警察に、相談したり、援助を求めることもできます。

#9110 番(警察相談専用電話)に
電話をかけると、発信地を管轄する警察本部等の
総合窓口につながります。

※土日祝日及び夜間は、「当番」又は「音声案内」等により対応しています。

※ご利用には、一般の固定電話にかけたときと同じ通話料がかかります。

※一部のIP電話等からはつながりません。

他の相談機関一覧はこちら ▶



内閣府
男女共同
参画局

保護命令制度

(※令和6年(2024年)4月1日以降に申立てをする場合)

- 保護命令制度とは、地方裁判所が、被害者の申立てにより、相手配偶者[※]に対し、一定の行為を禁止する命令を発令する制度です。
- 保護命令に違反した者は、2年以下の拘禁刑又は200万円以下の罰金に処されることとされています。

※「配偶者」には、①法律婚の相手方、②事実婚の相手方、③生活の本拠を共にする交際相手が含まれます。また、離婚等の前に暴力等を受け、離婚等の後も引き続き暴力等を受ける場合、元①～③も含まれます。

(以下この資料において、「配偶者」とあるときは同じです。)

保護命令の種類

1年間 被害者への接近禁止命令

被害者の身辺につきまったり、被害者の住居、勤務先等の付近をはいかいすることを禁止する命令

以下の4つの命令は、被害者への接近禁止命令の要件を満たすことを要件としており、命令期間は、被害者への接近禁止命令が発令されている間に限られます。

1年間 被害者への電話等禁止命令

被害者に対する次の行為を禁止する命令

面会の要求・行動監視の告知等/著しく粗野乱暴な言動/無言電話・緊急時以外の連続した電話・文書・FAX・メール・SNS等送信/緊急時以外の深夜早朝(22時～6時)の電話・FAX・メール・SNS等送信/汚物等の送付等/名譽を害する告知等/性的な露骨心を害する告知等・物の送付等(電磁的記録の送信を含む)/GPSによる位置情報取得等

1年間 被害者の子への接近禁止命令

被害者の子(※)の身辺につきまったり、当該子の住居、学校等の付近をはいかいすることを禁止する命令

※被害者と同居する未成年の子

1年間 被害者の子への電話等禁止命令

被害者の子に対する次の行為を禁止する命令

行動監視の告知等/著しく粗野乱暴な言動/無言電話・緊急時以外の連続した電話・文書・FAX・メール・SNS等送信/緊急時以外の深夜早朝(22時～6時)の電話・FAX送信/汚物等の送付等/名譽を害する告知等/性的な露骨心を害する告知等・物の送付等(電磁的記録の送信を含む)/GPSによる位置情報取得等

1年間 被害者の親族等への接近禁止命令

被害者の親族等(※)の身辺につきまったり、当該親族等の住居、勤務先等の付近をはいかいすることを禁止する命令

※被害者の親族(被害者の成年の子を含む)その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者

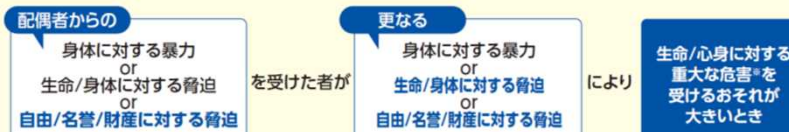
2か月間 退去等命令

被害者と共に住む住居から退去することを命じ、当該住居の付近をはいかいすることを禁止する命令

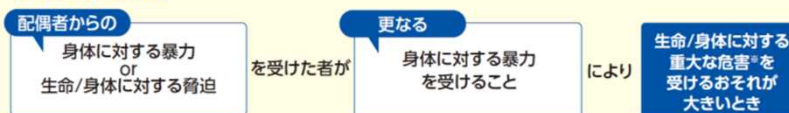
※住居の所有者又は賃借人が被害者のみの場合は、申立てにより、6か月間

保護命令の要件

《接近禁止命令》



《退去等命令》



*「重大な危害」とは、少なくとも通院加療を要する程度の危害のことです。

※上記のほか、命令ごとに異なる要件があります。

Q 接近禁止命令等の対象となる「脅迫」の具体的な内容は何か。

A 接近禁止命令等の対象となる脅迫は、「生命、身体、自由、名譽又は財産に対し害を加える旨を告知してする脅迫」です。例えば、次の行為などが対象となり得ると考えられますが、具体的な言動が、接近禁止命令等の対象となる「脅迫」に該当するか否かは、個別の事案における証拠に基づき裁判所が判断することとなります。

自由に対する脅迫

- 身体・行動の自由への脅迫:部屋に閉じ込め、外出しようとするのを怒鳴るなど
 - 謝罪に関する意思の自由への脅迫:土下座を強制するなど
 - 職業選択の自由への脅迫:従わなければ仕事を辞めさせると告げるなど
- また、性的自由に対して害を加える旨の告知も該当し得ます。

名譽に対する脅迫

- 性的な画像を広く配布させると告げるなど
- 悪評をネットに流して攻撃すると告げるなど

財産に対する脅迫

- キャッシュカードや通帳を取り上げると告げるなど

(注)これらのほか、個別具体的な状況により、「生命、身体、自由、名譽又は財産に対し害を加える旨の告知」と認められるものは、「脅迫」に該当し得ます。

Q 接近禁止命令等の要件のうち、「生命又は心身に重大な危害を受けるおそれ大きい」の具体的な内容は何か。

A 「重大な危害」とは、少なくとも通院加療を要する程度の危害のことです。「心身に重大な危害」のうち、「心」(精神)への重大な危害としては、うつ病、心的外傷後ストレス障害(PTSD)、適応障害、不安障害、身体化障害が考えられます。配偶者からの身体に対する暴力又は脅迫を受けたことにより、これらのうつ病等の通院加療を要する症状が出ており、配偶者からの更なる身体に対する暴力又は脅迫を受けるおそれがある場合には、基本的に、「重大な危害を受けるおそれ大きい」と評価し得るものと考えられます。また、迅速な裁判(法第13条)の観点から、上述の「うつ病等の通院加療を要する症状が出て」という事実を立証するため、申立ての際に、うつ病等についての医師の診断書を添付することが必要となります。

(注)診断書の添付とは別に、身体に対する暴力又は脅迫を受けたこと、配偶者からの暴力とうつ病等の因果関係、更なる身体に対する暴力又は脅迫を受けるおそれ大きいこと等の他の要件について、主張・立証が必要となります。なお、発令されるかどうかは、証拠に基づき裁判所が判断することとなります。

Q 男性の被害者が申立てをすることはできますか。また、同性カップル間の暴力は対象になりますか。

A 被害者の性別は問いません。男性の被害者も申立てをすることができます。また、同性カップル間の暴力についても、保護命令の対象となった例があります。

性犯罪・性暴力被害者支援について

性犯罪・性暴力被害者支援に係る取組

性犯罪・性暴力対策の更なる強化の方針（概要）

令和5年3月30日
性犯罪・性暴力対策強化のための関係府省会議

経緯

令和2年6月11日
「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」
（性犯罪・性暴力対策強化のための関係府省会議）
→ 令和2年度～4年度を「集中強化期間」として
性犯罪・性暴力対策の取組を強化。

これまでの取組と課題

- 性犯罪に厳正かつ適切に対処するための刑事法の検討
 - 再犯防止プログラムの拡充
 - 被害申告・相談をしやすい環境の整備（警察、ワンストップ支援センター）
 - 「生命（いのち）の安全教育」の推進、社会全体への啓発等を着実に実施
- 一方で、依然、性犯罪・性暴力は深刻な状況であり、対策の更なる強化が必要

性犯罪・性暴力対策の「更なる集中強化期間」（令和5年度～7年度※の3年間）

性犯罪・性暴力は、被害者の尊厳を踏みにじる行為であり、決して許されない。
「相手の同意のない性的な行為は性暴力である」等の認識を社会全体で共有し、取組を強化していく。

※ 第5次男女共同参画
基本計画の目標年度

【1 刑事法の改正に係る対応及び刑事手続の適切な運用】

- 刑事法改正に係る対応（広報啓発、支援現場職員への研修等）
- 刑事手続の運用に関する検討
- 刑事手続における二次被害の防止・プライバシーの保護

【2 再犯防止施策の更なる充実と性犯罪・性暴力の予防】

- 再犯防止対策の更なる強化等
- 地方公共団体による再犯防止施策の支援
- わいせつ行為を行った教員等の厳正な処分と再発防止（教員等・保育士に関する対応、日本版DBSの導入に向けた検討）

【3 被害申告・相談をしやすい環境の整備】

- 被害届の即時受理の徹底
- 証拠採取・保管体制の整備
- 捜査段階における二次被害の防止
- 警察における相談窓口の周知や支援の充実
- ワンストップ支援センターにつながるための体制の強化
- 学校等で相談を受ける体制の強化

【4 切れ目ない手厚い被害者支援の確立】

- ワンストップ支援センターを中核とする被害者支援の充実（地域の関係機関（警察、医療機関等）との連携強化、対応能力の向上等）
- 医療的支援の更なる充実と専門人材の育成
- 中長期的な支援体制の充実（女性支援新法に基づく中長期的支援等）
- 多様な被害者支援の充実（障害者、男性等を含む様々な被害者への対応）

【5 教育啓発活動を通じた社会の意識改革と暴力予防】

- 発達段階に応じた教育・啓発活動（生命（いのち）の安全教育の推進）
- 社会全体への啓発（若年層の性暴力被害予防月間等）

【6 新たな課題等への対応】

- AV出演被害の防止及び被害の救済（AV出演被害防止・救済法の周知・広報、相談対応の支援、厳正な取締り等）
- インターネット上の性暴力等への対応（違法行為への厳正な対応、児童ポルノ画像等の流通・閲覧防止等）
- 痴漢撲滅に向けた政策パッケージの確実な実行
- 被害者や支援者等に対する誹謗中傷の防止

▶ 本方針に基づく具体的な施策は毎年の「女性活躍・男女共同参画の重点方針」に記載。毎年度フォローアップを実施し、確実に実行。

性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター

ワンストップ支援センターで受けられる支援



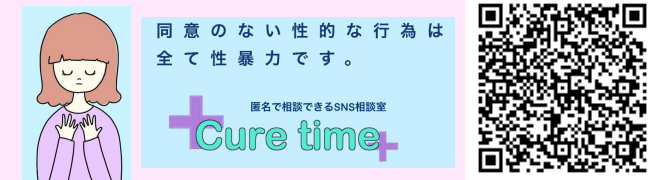
☎ #8891（はやくワンストップ）

→ 最寄りのワンストップ支援センターにつながる



性暴力に関するSNS相談

Cure time
（キュアタイム）



キュアタイム

検索

性暴力被害者のための夜間休日コールセンター （令和3年10月1日～）

性犯罪・性暴力の夜間の相談や緊急対応のため、これまで夜間休日には対応していないワンストップ支援センターの運営時間外に、被害者からの相談を受け付け、ワンストップ支援センターと連携して、支援を実施

性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター

目 的 役 割

- ・被害直後からの総合的な支援を可能な限り一か所で提供
- ・被害者の心身の負担を軽減し、その健康の回復を図る
- ・警察への届出の促進・被害の潜在化防止

設置根拠

- ・第5次男女共同参画基本計画
- ・第4次犯罪被害者等基本計画

設置都道府県数 (か所数)

・47都道府県
(52か所)

機 能

- ・産婦人科等医療的支援(緊急避妊薬の処方・証拠採取・継続的な医療等)
- ・法的支援(弁護士相談、弁護士紹介等)
- ・心理的支援(精神科の医療費やカウンセリング費用の補助等)

運 営

- ・内閣府から、都道府県等に対し
「性犯罪・性暴力被害者支援のための交付金」を交付

設置形態

- ・病院拠点型(12センター)
- ・相談センター拠点型(3センター)
- ・相談センター中心連携型(37センター)

24時間 運営

- ・21都府県(令和6年4月)
- ・「性暴力被害者のための夜間休日コールセンター」
夜間休日に対応していない道府県について対応(内閣府が設置)

相談件数

- ・69,100件(令和5年度)